

平成 29 年 2 月 22 日

「ガラスびん再商品化製品品質規格」

市町村から引き取った分別基準適合物は、次の規格を満たすように再生処理を行ってください。

1. ガラスびん原料として用いる場合

日本ガラスびん協会が定める次の規格（品質）に準ずるものとします。

単位：p p m以下

| 異物の区分 | 異物の名称 | 規格 |
|-------|---------------------|-------|
| 金属類 | 鉄*1 | 1 |
| | アルミニウム（リング） | 0.2 |
| | アルミニウム（ラベル）*2 | 0.2 |
| | その他（銅・鉛・真鍮など） | 1.5 |
| 石類 | クロマイトなどの鉱石類 | 0 |
| | 難溶耐火物 | 0 |
| | その他（コンクリート・砂礫・赤煉瓦等） | 30 |
| 陶磁器 | 陶器・磁器 | 15 |
| 異質ガラス | 結晶化ガラス | 0 |
| | その他 | 1,000 |
| 有機物 | プラスチック・木片等 | 50 |
| | プラスチックコートガラスびん | 500 |

*1：マグネットで採取した鉄分を 1,680 μ m（10 メッシュ）フルイに通して、そのフルイ上の残分を計量する。

*2：付着ガラスを除去し乾燥する。アルミラベルの 20%をアルミ分とする。

(日本ガラスびん協会)

2. ガラスびん原料以外の用途に用いる場合

「ガラスびん再生処理施設ガイドライン」に基づく施設で処理を行うことを前提に、再商品化製品利用事業者と再商品化事業者との間で取り決めた規格（品質）とします。

以上